

業務連絡

2019年10月04日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.5

2019年9月30日、支社会議室において「申」第5号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。

JR東海労幹関西地「申」第5号
2019年8月2日

「現車訓練における労働時間換算」に関する申し入れ

6月、新幹線運輸所職場の現車訓練において、乗務員に対し訓練時間の5分前に集合するよう掲示板及び配布資料で周知し、訓練時間外に集合させている事態が発生した。

会社の業務指示により、現車訓練時間の5分前に乗務員待機室に集合を掛けるように改善されたが、5分前に集合した全乗務員に対して会社の責任において「5分」の超勤処理としないのは、組合として看過出来ない重大な問題であると考えます。

よって以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

1. 会社は、組合が5分の労働時間を加算するように求めたが「5分目途であるので、労働時間として換算しない」旨の回答があった。しかし、乗務員は5分前が集合時間であると認識し、指示に従い集合している。5分前集合の指示に従った全乗務員に対して「5分」の超勤処理をすること。

【会社回答】

5分前に集合することを指示したのではなく、労働時間でないことは明らかなので、そのような考えはない。

2. 今回の事態は、東海労組合員が管理者に指摘した以降は、訓練時間内で集合を掛けるように改善された。訓練時間内で行うよう改善した理由を明らかにすること。

【会社回答】

従前より、訓練対象者は訓練開始時刻までに集合することとしている。

3. 「集合時間」「乗務員への呼名点呼」「訓練配布資料の事前受け取り」「訓練内容の事前説明」等の会社指示は、全て労働時間内で行うこと。

【会社回答】

労働時間については、適切に管理している。

以上